

津島市パブリックコメント実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメントの実施に関し必要な事項を定めることにより、市の重要な施策の意思決定の過程における公正の確保及び透明性の向上並びに市民等との協働の機会の拡大を図り、もって市民参加による公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「パブリックコメント」とは、市の重要な施策の意思決定の過程において、当該施策の案を公表し、広く意見の提出を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手続きをいう。

2 この要綱において、「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(対象施策)

第3条 実施機関は、次に掲げる施策（以下「対象施策」という。）についてパブリックコメントを実施するものとする。

- (1) 総合計画等市の基本的な方針を定める計画等の策定又は改定
- (2) 市の基本的な制度及び広く市民一般に適用される権利の制限又は義務の賦課（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）に関する条例の制定又は改廃
- (3) その他実施機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、対象施策が次のいずれかに該当する場合は、パブリックコメントを実施しないことができる。

- (1) 市民の意見を聴取する手続きが法令等で定められている場合
- (2) 迅速性又は緊急性を要すると認められる場合
- (3) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
- (4) 審議会等がパブリックコメントに準じた手続きを経て行った報告、答申等に沿って実施機関が意思決定を行う場合

(施策案の公表)

第4条 実施機関は、対象施策の意思決定を行う前の適切な時期に、当該対象施策の案（以下「施策案」という。）を公表するものとする。なお、実施機関は施策案を公表する前に実施の予告をするものとする。

2 実施機関は、前項の規定により施策案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表し、意見の提出をしやすくするよう努めるものとする。

- (1) 施策案の概要
- (2) 施策案の趣旨、目的及び背景
- (3) その他施策案を理解するために必要と認められるもの

3 公表は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、公表すべきものが相当量ある場合その他正当な理由がある場合は、代替の方法を明らかにして、公表の方法を変更できるものとする。

- (1) 市のホームページ及び市政のひろばに掲載する方法
- (2) 実施機関の担当部署において閲覧に供する方法
- (3) その他実施機関が適当と認める方法

(意見の提出)

第5条 実施機関は、前条の規定による公表を開始した日から1か月以上の期間を定めて、当該施策案についての意見の提出（以下「意見提出」という。）を求めらるものとする。ただし、1か月の期間を設けることができない特別の事由があるときは、実施機関は、1か月未満の期間とすることができるものとする。

2 意見提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 実施機関が指定する窓口への書面の提出
- (5) その他実施機関が適当と認める方法

3 意見提出を行うものは、氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名を明らかにするものとする。ただし、実施機関が特に認めた場合は、この限りでない。

(意見の処理)

第6条 実施機関は、意見提出により受けた意見を考慮して、対象施策の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、対象施策の意思決定を行ったときは、津島市情報公開条例（平成12年3月31日条例第1号）第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 意見提出により受けた意見の概要
- (2) 意見提出により受けた意見に対する実施機関の考え方
- (3) 施策案の修正を行ったときは、修正した内容

3 前項の公表の方法については、第4条第3項の規定を準用する。

(実施状況の公表)

第7条 市長は、毎年1回、各実施機関におけるパブリックコメントの実施状況について取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に意思決定を行う対象施策について適用する。なお、この要綱の施行の際、現に意思決定の過程にある対象施策についても、可能な限りこの要綱に準じ手続を実施するよう努めるものとする。